宮之城出張所だより

川内川の情報 をお伝えします

No. 25

令和元年6月20日

〔発行〕国土交通省 川内川河川事務所 宮之城出張所

お知らせ

◎川内川の堤防の刈草を無料で提供します。

川内川河川事務所では、川内川の堤防の維持管理等のため、毎年2回、堤防除草を行っています。除草により発生する刈草については、資源の有効利用(牧場での敷草や農業用の堆肥等に利用)を図る目的で、地域の皆様に無料で提供を行っています。刈草をご希望の方は、宮之城出張所までお気軽にお申し込み下さい。

【申込期間】令和元年7月31日(水)迄

※土日・祝祭日を除く、朝9時~夕方16時

※除草時期(配布時期)は、5月~7月下旬及び10月~12月下旬を予定。

【申込方法】○宮之城出張所に直接来所、又は電話申し込み。

【申 込 先】<宮之城出張所>

住所:薩摩郡さつま町虎居868-1

電話:0996-53-1756

- 【配布刈草】○直径50cm×70cm程度に梱包した刈草 又は、梱包していない刈草。
 - ○堤防除草により発生した刈草なので、ゴミ等 の不純物の混入や時期によっては濡れて発酵 している場合があります。使用に際しては十 分ご注意下さい。
- 【配布方法】○配布場所まで取りに来て頂くようお願いしています。(配布場所は、除草場所により異なりますので申し込み後ご連絡します。)
 - ○運搬車への積み込み及び荷ロープ掛けは各自 でお願いします。(これらが原因による不慮 の事故等は、希望者の責任となります。)





【その他注意事項】

- 提供できる刈草は希望者が多い場合、ご希望の量を確保できないことがあります。
- ・堤防の刈草ですので、<u>ゴミ等の不純物の混入や濡れて発酵している</u>ことがあります。
- ・受渡し後の刈草に関するトラブルについては、一切責任を負いかねます。 (刈草の状況によっては、家畜の飼料に向かない場合がありますので、あらかじめご 了承ください。)
- 転売などの営利目的のための受け取りはできません。

除草作業期間中は、堤防天端の車の通行等で沿線の方々にご迷惑をおかけしますが、引き続きご協力の程、宜しくお願いします。

地域情報

◎さつま町川原地区の河川整備を行っています。

川内川を中心とした流域の地域活性化及び安全な河川利用を図ることを目的に、 関係機関や地域住民と連携し河川内の工事を行っております。 今年度も引き続き、宮都大橋下の高水敷の整備を行っていく予定としています。



◎出水期に備え関係機関と合同巡視を開催。

宮之城出張所では、今年度の出水期に備え、 関係機関と洪水時の迅速かつ的確な水防活動 の実施や、水防に必要な情報の交換を行うこ とを目的として、合同巡視を行いました。

今年度も関係機関と連携し、梅雨期・台風期を乗り越えていくために、万全の準備をおこなってまいります。



「宮之城出張所だより」は、ホームページに掲載されています

川内川の出来事や工事(さつま町)などの情報を、 住民の方々に提供するために「宮之城出張所だより」 を発刊しています。

また、川内川河川事務所ホームページ(新着情報&お知らせ)でも閲覧できます。

川内川に関する情報、意見などお寄せ下さい。

◇ ホームページアドレス ◇

http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/

川内川についてのご意見・要望等はこちらへ

薩摩郡さつま町虎居868-1

国土交通省 川内川河川事務所

宮之城出張所 電話:0996-53-1756

